

令和元年6月6日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03427

研究課題名（和文）家族法学におけるドメスティック・バイオレンスの横断的研究

研究課題名（英文）Cross-sectional study of domestic violence in family law

研究代表者

山口 亮子（YAMAGUCHI, Ryoko）

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：50293444

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、DV加害者の性質を研究し、DVは加害者から被害者への垂直関係だけでなく、子を巻き込み複雑なパターンが複数あることを指摘した。その上で、日本の裁判例を分析し、アメリカの研究を参考に、DVが関わる、離婚、面会交流、監護者指定、養育費、親権制限の問題を検討した。施設訪問や学際的研究を通して、警察、行政の対応の問題点と課題を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現在、実務や法改正で課題となっている離婚後の子の面会交流や共同親権に関して、子の利益の側面から検討するにあたり、子に有害なDVにどのように対応していくかが重要な課題となっている。そのために家族法の中でDVが現れてくる場面を、各種裁判例の中から探り、現時点の問題点と課題を明らかにした。さらに各機関の連携の重要性について調査していく中で、わが国独自の問題点を検討した。

研究成果の概要（英文）：In this subject, I studied the nature of DV perpetrators and pointed out that DV is not only a vertical relationship from perpetrators to victims, but that there are multiple complicated patterns involving children. After that, I analyzed Japanese court cases and examined the problems of divorce, visitation, custody, child support, and parental restriction related to DV, referring to the American research. Through facility visits and interdisciplinary research, I identified problems and issues in the response of police and government.

研究分野：家族法

キーワード：家族法 ドメスティック・バイオレンス ハーグ子奪取条約 監護権 親権 DV

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、いわゆるDV防止法は、行政による被害者への対応と地方裁判所への保護命令申立てを規定している法律である。しかし、DVの対応はさらに、刑法および民法においても求められている。DVが家族の中で法律問題として現れてくる場面には、離婚、財産分与、子の監護者・親権者指定、面会交流、養育費、および親権制限等がある。従来これらの問題に関して、DVの要件は個々に検討されていた。そこで本研究において、家族法学における諸問題を、DVを基軸として横断的に研究することとした。

2. 研究の目的

先行研究により、DVは決して単純な形態をとっている訳ではないことが明らかにされている。そこでまず、DVの形態と性質を調査し、家族法の各分野に現れるDVを国内外の判例、研究資料から調査した。そして、各領域で究明されているDVの性質と、裁判所に現れてくる事件およびそれに対する判断との関係性を明らかにすることを本研究の目的の一つとした。さらに、家族内のDVの問題を、警察、行政そして社会的に如何に対応していくかについて解明することを本研究の目的とした。

3. 研究の方法

フィールド調査として、米国ワシントンDCでDV裁判傍聴を行い、ヴァージニア州のFairfax County Detention Centerを訪問して受刑者と家族との関わりを調査し、アメリカン大学ロースクールで複数の研究者と家族のプライバシー、ジェンダー、社会構造とDV等について議論を行った。滋賀県、大阪府の児童相談所、女性相談所を訪問し、児童虐待、DVに関する行政の取り組みと警察官との連携について調査を行った。社会安全・警察学研究所の研究会やシンポジウムに参加し、警察・児童相談所・女性相談所等の多機関連携について研究、報告、議論を行った。犯罪・社会学の見地から、DVの原因、影響、支援について犯罪社会学、現代刑事法研究会等に出席して調査した。日本家族<社会と法>学会、家族と法研究会、英米家族法判例研究会、民事判例研究会、京都産業大学のシンポジウム、ハーグ条約に関する研究会やシンポジウム等において、面会交流、親権、児童虐待、ハーグ子奪取条約について研究、報告、議論を行った。

文献調査として、法学のみならず社会学、臨床心理学、犯罪学、実態報告書等の欧文・和文の書籍、論文から研究を行った。家事事件でDVが関わっている裁判例はデータベースにより検索して、該当した判例を精読の上分類、検討した。アメリカおよびハーグ子奪取条約に関する判例もデータベースより抽出して、原文を精読し調査した。

4. 研究成果

(1) DVの形態と性質

DVの形態

DVには、加害者と被害者の垂直関係の形態だけではなく、子を巻き込み複雑な態様がある。DVに子どもが巻き込まれるパターンとして、次のような分類がなされている。一方親をA、他方親をBとすると、AがBに暴力を振るい子がそれを目撃している、AがBと子の双方に暴力を振るう、AがBに暴力を振るいそのストレスでBが子を虐待する、AのBに対する支配の下BがAと共に子に暴力を振るう、AのBに対する支配関係の下AのBに対する暴力がBと子の関係を破壊していく、AのBに対する暴力により子がAに同一化しBに対し暴力を振るう、AのBに対する暴力に子がBに同一化し、暴力の受容性が高まるというものである。

DVと虐待死亡事例16件の事実関係を検討したのものによると、多くの事件は多世代が関係している上に、未婚・離婚・再婚等があって家族関係が複雑であり、子の死亡後の公判によって初めてDVが存在していたことが明らかになったものが多い。これらの事件では、DV加害者が児童虐待の加害者となったものは7例、DV被害者が児童虐待の加害者となったのが5例で、加害者と被害者双方が虐待の加害者となったのが2例(実母とその後同居した交際男性の2人で虐待行為を加えた事例含む)あった。

DV加害者の性質

加害者がDVを行う理由として流布しているものの一つに、アルコールや薬物の乱用の影響というものがある。しかし研究では、それらが暴力の頻度や激しさに影響を及ぼすことはあるが、それらには暴力を引き起こす生理的作用はなく、大部分の加害者にはアルコール・薬物乱用の徴候は全くみられないとされている。また、DVを行う者は精神疾患を抱えているという認識も存在するが、加害者に共通してみられる特定の人格障害や精神疾患は存在しないという。さらに、生活上のストレスも暴力の発生に及ぼす証拠はないとされる。そして、人種・文化・階層・経済状態においても著しい違いは見られない。

では、何がその者をDV加害者とさせるのか。それは支配欲であり、特権意識であり、自己中心であり、優越感であり、独占欲であるという。バンクロフトは、DV等の虐待は精神的な問題にはほとんど関係なく、全ては価値観と信念の問題であるとしている。加害者はパートナーをほぼあらゆる領域で支配しようとし、自分は家庭の中で特別な権利や特典を、何ら責任を果たさなくても享受できると思い込み、その自分自身の要求を満足させる特権的立場を守るため、いかなる手段を講じることも正当だと感じている。そこにはパートナーより優れた人間だという思い

があり、自分に正義の基準があると思っており、間違っている妻を暴力で正すのは当然だと思っている。相手に対する軽蔑があり、人間としてではなく自分の所有物として扱う。したがって、暴力をふるってもそれは相手がさせたことで自分は悪くなく、ときには暴力や虐待を否定したり矮小化したりする。また、暴力を振るう男性は暴力を振るわない男性と比べて親権裁判を起こす割合が高いといわれている。

加害者は専門家の下で教育されることにより変わるのであろうか。ミネソタ州ドゥルースにおいて、暴力に対する介入プログラムを始めて10数年後の調査では、暴力が減ったと答えたのはシェルターの55%であり、変化なしは42%であった。バンクロフトは、加害者が本当に変化するには長く困難なプロセスが必要であるという。しかし、加害者更生の必要性は着実に広がっている。

(2) 家族法に現れる DV

離婚・財産分与

平成29年度司法統計調査によると、女性からの離婚の申立ての動機は、性格が合わない(39.4%)、生活費を渡さない(28.9%)、精神的に虐待する(25.3%)、暴力をふるう(21.5%)と、DVを原因とするものが多い。しかし、公表裁判例の中には、夫から妻へのDVが認定されているにもかかわらず、夫からの離婚の請求に対し妻が離婚を拒否しているとして、離婚が認められなかったケースも存在する。また、妻が夫からの暴力暴言やモラルハラスメントにより全般性不安障害に陥ったと主張しているケースで、裁判所はそれをDVとして認定して離婚原因とするのではなく、別居期間を理由に離婚を認めた。離婚事件において、DVの要件が全面に出て争われることは決して多くはない。これに対し、財産分与に関する裁判例では、財産分与の合意が夫からの暴力により強迫されたとして無効とされた事例、夫から妻への暴力により被った傷害について、妻から夫に対する損害賠償請求であることを理由に他人間の傷害事件と比べて損害額を減額すべきではないとした事例があり、正当に判断されている。

面会交流、監護者・親権者指定

子の監護に関する事件において、暴力という主張、または事実が現れる平成13年から28年までの公表裁判例の20件中で、裁判所が暴力を認定しそれを面会交流の認容、監護者・親権者指定の要件にしたのは6件であった。そのうち、第三者の祖母を監護者とした例が2件あり、DV被害者が監護者となるより第三者が適格であることが示された。その他、DVの主張はなされていたが、裁判所が暴力を認定しないか言及せず、総合的に検討をして判断したものは5件であり、病院、警察、DV相談所との関わりがあったり、DV保護命令の申立ての等があったりしなければ、DVの認定も困難となることがわかる。

高葛藤夫婦で暴力等が主張される裁判例において、裁判所は必ずしも暴力を前面に出して判断しているわけではない。暴力の存在は認めつつも、加害者との面会交流を認めたり、監護者・親権者に指定したりした例も6件存在している。DVが認定されても、間接的な面会交流や、第三者の支援を得て行う面会交流を認めたり、子への影響の程度を見て監護者指定・親権者変更を行ったりしている。裁判例を暴力に焦点をあてて見ていくと、暴力という要素が必ずしも決定的要件ではないということがわかる。

面会交流拒絶と PA

Parental Alienationの頭文字をとってPAと称されるのは、監護親が自分本位に、または別居親を害する目的をもって親子の交流を拒否している片親疎外の状態のことである。監護親が不合理な理由により他方親を拒絶し、子を他方親から遠ざけようとして誹謗中傷し、子どもを親嫌いにすることをいう。PAは子にとって新たなDVであり、ここにDVには複雑な態様があることがわかる。子がPAの手にかかると、離婚の衝撃から抜けられないばかりか、精神医学上も心理学上も健康な発達ができなくなる。調査によると、別居親と会っていない子どもの中で、91.1%が同居親から誹謗中傷を聞いたことがあると答えているが、他方、誹謗中傷を話したと答えた同居親は46.2%に留まっており、監護親は悪意がなくとも、子に影響をもたらしている。

ただし、PAの認定は慎重になされなければならない。PAは、a)別居親に対する一連の誹謗中傷や拒絶、b)不合理な理由による拒絶、c)同居親の言動に影響された結果としての拒絶の3点全てが見られた場合に認定される。子どもは離婚時の激しい感情により親を拒絶することは普通にあるが、PAを受けた子は非現実的な理由で親を拒絶するようになり、これまで親と仲の良かった子どもが突然、親といて楽しくなかったと言い出したり、電話で別居親と話すことを嫌がりもう二度と話したくないと言い、泣き叫んで面会交流を徹底的に拒絶したりする。また、別居親の些細な性格の短所を列挙したり敬意を示さなくなったり、祖父母やペットなど親とのつながりを連想させるものに対する嫌悪感を示したりして、これらの酷い態度に対し全く罪悪感を表さなくなる。そして、他方親への憎しみや激しい嫌悪を洗脳されているからではなく、完全に自分の判断からと主張するのが特徴的である。

日本の裁判所はPAという用語は用いなかったが、このような状況が面会交流の裁判例で3件現れており、裁判所はいずれもPAの被害者を親権者に指定したり、親権を変更したり、面会交流を認めたりした。しかし、アメリカで調査されている多数ある事例の中では、別居親と子との交流を妨げている親が主張するDVの被害が事実である場合もあり、PAとDVの認定は非常に困

難である。アメリカの紛争性の高い監護権訴訟は、今や PA と DV の対立の場となっており、わが国においてもその状況が発生する可能性は高まってきている。今後は、DV、PA 双方の被害者と加害者に臨床心理学的な詳細な対応が必要であり、子に対し、別居・離婚後の面会交流には特殊なサポートが必要である。

養育費

DV に曝されている親が加害者から逃げられない理由に、無力感、依存性があることが明らかとなっているが、婚姻生活を加害者の扶養に依存している場合は、経済的な理由から、DV 被害を主張したり離婚を請求したりすることを自発的に抑制してしまうことがある。そのような状況に対し、わが国では対応策はない。しかしアメリカでは一般に、DV 裁判所の中で、DV 保護命令の審理と同時に暫定的な子の養育計画が命じられ、子の養育費料、支払方法が決められる。子に対する養育費は未婚離婚に拘らず実父に請求され、未払いの場合は裁判所侮辱罪により科料が収監される強制力を持っている。加えて、加害親に医療保険も含めた配偶者扶養料支払い、DV に関する医療費も決定される。このように DV 裁判所は、それぞれの法廷で一つ一つを決めるのではなく、一括して被害者と子に対する法的対応を行っており、わが国の参考となる。

親権制限

子に対する虐待や直接の暴力を原因として親権喪失、または親権停止をした例はあるが、DV により親権制限された公表判例はわが国にはない。しかし、民法上の親権制限ではなく、児童福祉法上子が一時保護されたり施設入所されたりすることにより、親権行使が実質的に制限されることはある。(1) および(2) で見たように、DV のパターンは一律ではないため、被害親が子を監護するに堪えられない状態や子が被害親に加害を加える場合は、子どもが児童相談所により保護されることもある。しかし、このとき子の親権は両親にあり、子の事実上の監護は児童相談所長が行うにしても、特に子の法定代理権が問題となってくる。今回調査したところでは、児童相談所の現場でも、この法的関係については曖昧であり、かつ民法上親権制限されていても、児童相談所長が未成年後見人になる例は極めて少なかった。未だ、親権をめくり、法的にも実体的にも解明されていない点である。

(3) DV への対応

警察の対応

平成 28 年度の児童虐待相談対応件数の中で、心理的虐待が全体の 5 割以上を占めているが、これは、児童の目の前で DV が行われるいわゆる面前 DV が心理的児童虐待にあたると規定されていることによる。被害者が DV を警察へ通報すると、警察はこれを児童相談所へ通告している。この時点では両機関の連携が取れているが、その後の対応が問題である。第 1 の課題は、援助が被害者の意思に委ねられていることである。被害者は通報をしたものの、経済的要因、恥辱感や自責の念といった世間体を気にする心理的要因や被害拡大の恐れ等により、申告を取り下げたり保護所から帰宅したりしてしまう場合がある。このとき警察官は被害者の側に立ち、DV は本人のせいではないことを伝えたり、実質的な支援をしたりすることが必要とされている。第 2 に、加害の増大の危険性がある。特に保護命令発令直後に危険が高まる恐れがあるとされ、警察は現在ストーカー行為規制法も併せて対応をしている。第 3 に、加害者対策である。これは未だ警察内での研修に留まっているようであり、今後、実務へ向けた取り組みが望まれている。

行政の対応

滋賀県および大阪府の配偶者暴力支援センターおよび保護施設には、警察署と人事交流による職員、OB 派遣が行われている。そこでは、DV の実務対応を共に協議したり、裁判所や行政への DV 被害者の同行等のサービスを行ったりと様々な支援が行われている。京都府は、家庭支援総合センターが DV と児童虐待はもとより、子や家族の福祉問題を総合的に扱っており、縦割り行政が廃されている良い例である。ただしハード面では、日本各地の公的保護施設の建物は一般に古くて狭く、プライバシーが保たれない問題がある。規則も厳格で、安全保護のために携帯電話の使用が禁じられているため、被害者の生活と精神が制限されており、現代の生活にそぐわない場面が現れている。

社会的対応

ハーグ子奪取条約は、締約国から不法に連れ去られた子を常居所地国へ返還することを定めているが、子を連れて国を渡る監護者の中には、DV の被害を訴えている者が少なくない。条約および国内実施法は、子の心身に害悪を及ぼす等重大な危険がある等の返還拒否事由を挙げており、裁判では DV に関連する子への危害が主張されている。しかし、諸外国の判例では一般に、配偶者への DV が直接的に子への重大な危険にあたるとは認められていない。このような事件に特徴的なことは、子が現実的に保護施設や国の政策により DV から保護されることを条件に、常居所地国への返還が認められるケースがいくつか出されていることである。日本への返還が求められる時に、わが国の DV 対応がその要求に耐えられるかという課題がある。加えて、常居所地国へ子が返還される場合に、その国の DV 保護の現状を十分調査しておく必要がある。今や DV の対応は国の福祉行政の顔ともなりうるものであり、DV に対するさらなる研究・調査、および

被害者および加害者に関する対策を十分に行っていく必要があることが改めて確認された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計8件)

- 山口 亮子、ハーグ子奪取条約実施法による子の返還決定不能後の人身保護請求、民事判例、査読なし、18号、2019、pp.108-111
- 山口 亮子、高葛藤夫婦の面会交流、監護者・親権者指定について、法と政治、査読なし、69巻2号、2018、pp.33-73、<https://kwansei.repo.nii.ac.jp/>
- 山口 亮子(翻訳)、すべての子どもが公平なスタートをきる権利、家族<社会と法>、査読なし、34号、2018、pp.1-15
- 山口 亮子、家事裁判例紹介 同居時の主たる監護者でない父を監護者に指定した事例、民商法雑誌、査読なし、154巻2号、2018、pp.101-106
- 山口 亮子、親権法改正要綱案(法定代理、財産管理を除く) 家族<社会と法>、査読なし、33号、2017、pp.57-69
- 山口 亮子、日本の児童保護と中国法への示唆、産大法学、査読なし、51巻2号、2017、pp.507-509、<https://ksu.repo.nii.ac.jp>
- 山口 亮子、親権概念について、産大法学、査読なし、50巻3・4号、2017、pp.589-611、<https://ksu.repo.nii.ac.jp>
- 山口 亮子、児童虐待に関するアメリカの法手続き：フロリダ州を例にして、社会安全・警察学、査読なし、3号、2017、pp.1-14、<https://ksu.repo.nii.ac.jp>

〔学会発表〕(計2件)

- 山口 亮子、親権法改正要綱案(法定代理、財産管理を除く)、日本家族<社会と法>学会、2016年11月5日-2016年11月6日、上智大学(東京都千代田区)
- 山口 亮子、日本の児童保護と中国法への示唆、京都産業大学と南京師範大学との学術交流協定締結及び京都産業大学法教育総合センター開設記念学術シンポジウム「日中の児童保護に関する法とその課題」、2016年8月5日、京都産業大学(京都市北区)

〔図書〕(計3件)

- 山口 亮子、子の引渡し(監護紛争)の解決手法、日本評論社、二宮周平他編『現代家族法講座』2019、印刷中
- 山口 亮子、アメリカにおけるハーグ条約の実務と監護権・面会交流、法律文化社、大谷美紀子他編『国境を越えた子の奪い合いとハーグ条約 その理論と実務』2019、印刷中
- 山口 亮子、離婚と親権者指定、第一法規、加藤新太郎他編『実務精選120 離婚・親子・相続事件判例解説』2019、pp.54-55

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。